

藤沢市公衆浴場事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場組合が実施する公衆浴場事業等に対し補助金を交付することにより、公衆衛生の確保並びに世代間交流及び地域交流の活性化を図ることを目的とし、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 藤沢市公衆浴場事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象者は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けて市内で公衆浴場を営む者で、次の条件を備えている公衆浴場営業者（以下「浴場営業者」という。）で組織する公衆浴場組合とする。

(1) 入浴料金を物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の範囲内で徴収して営業していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

2 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第2条第2号から第5号に該当する者は、交付の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業は、公衆衛生の確保並びに世代間交流及び地域活性化を目的とする次の各号の事業とする。

(1) 公衆浴場交流事業

ア ふれあい入浴事業

月曜日、水曜日、金曜日、土曜日及び日曜日に、65歳以上の者又は同一世帯員2人以上の入浴に対し、入浴料金を大人280円、中人及び小人は無料とする事業。

イ イベント事業

地域交流や健康の促進等を図る事業を行う。

(2) 公衆浴場組合運営

ア 広報活動等事業

広報活動等の事業で市長が認める事業。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象経費及び補助額は、別表に掲げるものとする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、藤沢市公衆浴場事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、事業開始前に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(第2号様式)
- (2) 暴力団排除に関する誓約書及び同意書(第3号様式)
- (3) 公衆浴場営業許可証明書の写し
- (4) 市税に係る納税証明書

2 前項に掲げる書類のうち、第3号及び第4号は各浴場事業者のものを申請者が取りまとめ提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、交付の可否を審査し、予算の範囲内において補助金額を決定し、藤沢市公衆浴場事業補助金交付等決定通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。ただし、ふれあい入浴事業においては、事業の完了後に補助金額を決定するものとし、決定通知書には交付予定額を記載する。

2 市長は、次の各号に掲げる条件を付けて、当該補助金の交付を決定するものとする。

- (1) 補助事業者は、この事業施行に関して必要な書類を整備するとともに、この補助金を目的以外に使用しないこと。
- (2) この事業施行について、市は随時、帳簿書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をすることができる。

(事業着手の届出)

第7条 補助事業者は、事業に着手するときにあつては、事業着手届(第5号様式)を提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第8条 補助事業者が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市公衆浴場事業補助金事業計画変更承認申請書(第6号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更収支予算書(第7号様式)

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、審査の上、その結果を、藤沢市公衆浴場事業補助金事業計画変更承認等通知書(第8号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金の交付時期は、事業の完了後とする。ただし、公衆浴場交流事業のうち、ふれあい入浴事業については、年12回に分けて交付するものとし、交付の方法については、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、事業完了前に補助金の一部又は全部を交付することができる。

3 補助事業者は、補助金の交付を受ける際、別に定める請求書を速やかに市長に提出しなければならない。

4 補助事業者は、第1項ただし書きの規定により補助金の交付を受ける際、別に定める請求書、当該事業を実施した月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(完了届兼事業実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、当該事業を完了したときは、速やかに藤沢市公衆浴場事業補助金事業完了届兼事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(第10号様式)

(2) 事業の実績を証する書類

2 市長は、第6条ただし書の規定により交付予定額を記載した事業については、前項の規定により提出された完了届兼実績報告書及びその添付書類に基づき交付すべき補助金の額を決定し、藤沢市公衆浴場事業補助金確定通知書（第11号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（備付帳簿等）

第11条 補助事業者は、事業の実施にあたっては、必要な帳簿等を備え付け、事業終了後翌年度から5年間保管整備しておかなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）補助金を目的以外に使用したとき。
- （2）虚偽の申請又は虚偽の報告を行ったことが判明したとき。
- （3）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業名	補助対象経費	補助金額
公衆浴場交流事業 ふれあい入浴事業	要綱第2条第1項第1号で規定する入浴料金と要綱第3条第1号アの料金との差額（以下「割引料金」という。）	補助対象経費の10/10 ただし、年間実施日数に6万2千円を乗じた金額を上限とする。
公衆浴場交流事業 イベント事業	謝礼・割引料金・消耗品費等、イベント事業に必要な経費で市長が認めるもの。	1回2万円 ただし、上限は3回とし、1回の経費が2万円以下の場合実費とする。
公衆浴場組合運営 広報活動等事業	広告・広報費用、クーポン券等の作成費用、販促グッズ等の作成費用等広報事業で市長が認めるもの。	補助対象経費の10/10

第1号様式 (第5条関係)

藤沢市公衆浴場事業補助金交付申請書

年 月 日

藤 沢 市 長

所 在 地 _____

申請者 団体の名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

次のとおり申請します。

1 事業名	
2 施行場所	
3 事業費	円
4 計画概要	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
5 着手予定年月日	年 月 日
6 完了予定年月日	年 月 日
7 添付書類	

第2号様式（第5条関係）

収支予算書

(収入の部)

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
合 計		

(支出の部)

区 分	予 算 額 (円)	摘 要
合 計		

第3号様式（第5条関係）

暴力団排除に関する誓約書

藤沢市公衆浴場事業補助金交付申請に当たり、藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号、以下「条例」という。）を遵守し暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、次の事項について誓約します。

- 1 私たちは、暴力団（条例第2条第2号に規定するもの）、暴力団員（同条第3号に規定するもの）、暴力団員等（同条第4号に規定するもの）又は暴力団経営支配法人等（同条第5号に規定するもの）ではありません。
- 2 補助金を受けようとする事業は、暴力団の利益になる事業ではありません。
- 3 藤沢市公衆浴場事業補助金交付要綱第2条第2項の規定に該当するときは、補助金が不交付決定となることを了承します。また、交付決定後にその事実が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求められることに異議はありません。

同意書

前述の事由を確認する必要がある場合には、申請書の記載内容のほか申請に係わる情報を暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する必要があることに同意します。

なお、このことについては、役員全員が了承していることを確認しています。

年 月 日

所在地 _____

申請者 団体の名称 _____

代表者氏名 _____

第4号様式（第6条関係）

藤沢市公衆浴場事業補助金交付等決定通知書

年（令和 年） 月 日									
様									
藤沢市長 氏 名 印									
次のとおり交付する。									
事業名									
施行場所									
補助金額		千	百	十	万	千	百	十	円
条件	<p>1 この事業施行に関して必要な書類を整備するとともに、この補助金を目的以外に使用しないこと。</p> <p>2 この事業施行について、市は随時、帳簿書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をすることができる。</p> <p>3 藤沢市補助金交付規則を遵守すること。</p>								
指示	<p>1 本事業の完了後、速やかに藤沢市公衆浴場事業補助金事業完了届兼事業実績報告書（第9号様式）に収支決算書（第10号様式）及び事業の実績を証する書類を添えて提出すること。</p> <p>2 この補助金に係る書類は、事業終了後翌年度から5年間保存すること。</p>								

第5号様式（第7条関係）

事業着手届

年 月 日	
藤 沢 市 長	
所在地 _____	
申請者 団体の名称 _____	
代表者氏名 _____	
次のとおり届けます。	
1 事業名	
2 施行場所	
3 着手年月日	年 月 日
(事務処理欄)	

第6号様式（第8条関係）

藤沢市公衆浴場事業補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日	
藤 沢 市 長	
所 在 地 _____	
申請者 団体の名称 _____	
代表者氏名 _____ ⑩	
次のとおり申請します。	
1 事 業 名	
2 施 行 場 所	
3 変 更 事 業 費	円
4 変 更 期 日	年 月 日
5 変 更 完 了 年 月 日	年 月 日
6 添 付 書 類	
(事務処理欄)	

第7号様式（第8条関係）

変更収支予算書

(収入の部)

区	分	予 算 額(円)	摘 要
合	計		

(支出の部)

区	分	予 算 額(円)	摘 要
合	計		

第8号様式（第8条関係）

藤沢市公衆浴場事業補助金事業計画変更承認等通知書

年（令和 年） 月 日									
様									
藤沢市長 氏 名 印									
次のとおり承認する。									
事 業 名									
変 更 補 助 金 額		千	百	十	万	千	百	十	円
条 件	1 この事業施行に関して必要な書類を整備するとともに、この補助金を目的以外に使用しないこと。 2 この事業施行について、市は随時、帳簿書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をすることができる。 3 藤沢市補助金交付規則を遵守すること。								
指 示	1 本事業の完了後、速やかに藤沢市公衆浴場事業補助金事業完了届兼事業実績報告書（第9号様式）に収支決算書（第10号様式）及び事業の実績を証する書類を添えて提出すること。 2 この補助金に関する書類は、事業終了後翌年度から5年間保存すること。								

第9号様式（第10条関係）

藤沢市公衆浴場事業補助金事業完了届兼事業実績報告書

年 月 日									
藤 沢 市 長									
所 在 地 _____									
申請者 団体の名称 _____									
代表者氏名 _____ ⑩									
次のとおり報告します。									
1 事業名									
2 施行場所									
3 事業費		千	百	十	万	千	百	十	円
4 補助金額		千	百	十	万	千	百	十	円
5 着手年月日	年 月 日								
6 完了年月日	年 月 日								
7 経過と内容									
8 添付書類									
(事務処理欄)									

第10号様式（第10条関係）

収支決算書

(収入の部)

区 分	予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	摘 要
合 計				

(支出の部)

区 分	予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	摘 要
合 計				

第11号様式（第10条関係）

藤沢市公衆浴場事業補助金確定通知書

年（令和 年） 月 日									
様									
藤沢市長 氏 名 印									
次のとおり交付する。									
事業名									
施行場所									
当初補助 決定金額		千	百	十	万	千	百	十	円
確定後 補助金額		千	百	十	万	千	百	十	円
条 件	<p>1 この事業施行に関して必要な書類を整備するとともに、この補助金を目的以外に使用しないこと。</p> <p>2 この事業施行について、市は随時、帳簿書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をすることができる。</p> <p>3 藤沢市補助金交付規則を遵守すること。</p>								
指 示	この補助金に関する書類は、事業終了後翌年度から5年間保存すること。								